

地域密着型特定施設入居者生活介護 運営規程

介護付有料老人ホームフレンズハウス下之一色 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社フレンズホームが開設する介護付有料老人ホームフレンズハウス下之一色(以下「事業所」という。)が行う地域密着型特定施設入居者生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な地域密着型特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 介護付有料老人ホームフレンズハウス下之一色
- ② 所在地 名古屋市中川区下之一色町字北起 49 番地の1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤兼務、介護職員と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ② 従業者

生活相談員 1名(常勤兼務1名、介護職員と兼務)

看護職員 3名(常勤兼務1名、機能訓練指導員と兼務、非常勤専従1名、非常勤兼務 1 名、介護職員と兼務)

介護職員 25 名(常勤専従11名、常勤兼務 2 名 管理者と兼務 1 名、生活相談員と兼務 1 名、非常勤専従 11 名、非常勤兼務 1 名、看護職員と兼務 1 名)

看護職員及び介護職員は、要介護者等の指定特定施設入所者生活介護の提供を行う。

機能訓練指導員 1名(常勤兼務、看護職員と兼務)

計画作成担当者 1名(非常勤専従1名)

事務員 1名(非常勤専従)

給食職員 1名(非常勤専従 1名)

雑務員 6名(非常勤専従 6名)

(入所定員及び居室数)

第5条 地域密着型特定施設入居者生活介護の入所定員及び居室数は次のとおりとする。

介護付有料老人ホームの入居者定員は29名、居室数は29室とする。

(地域密着型特定施設入居者生活介護及の内容及び利用料等)

第6条 地域密着型特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとし、地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該地域密着型特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

① 入浴(毎日)、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話

② 日常生活動作の機能訓練(週2回)

③ 療養上の世話

健康チェック(月1回)

2 室料は、日額1,900円を徴収する。

(生活保護受給者は、生活保護法に基づく住宅扶助基準額を上回らない額にて室料を徴収する。尚、当該生活保護受給者に係る室料の差額については法人の負担とする。)

3 管理費は、日額1,500円を徴収する。

4 水道光熱費は、日額1,100円を徴収する。

5 食材料費は、日額1,100円を徴収する。

(経管栄養の場合、食材料費は徴収しない。その代り「経管栄養等摂取管理費」を日額1,100円徴収する)

6 おむつ代は、実費を徴収する。

7 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

8 通院等の外出の援助は1時間1,000円を徴収する。(1回3,000円を上限・協力医療機関への通院は除く)

9 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続)

第7条 生活相談員等は、利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行う場合は、入居契約書に基づき利用者の意思の確認を行い、同意を得ることとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 生活相談員等は、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 生活相談員等は、介護サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
 - ② 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社フレンズホームと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。